		個人情報ノ	7/1/	
個人情報ファイ	イルの名称		選挙人名	名簿ファイル
行政機関等の名	五称 二		阿見町道	選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			選挙管理	里委員会事務局
個人情報ファイ	イルの利用目的		号)第 9	治体における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 条に定める選挙権を有する者として登録した選 青報を確認するため。
記録項目			1 氏名	2 性別 3 生年月日 4 住所
記録範囲			※次の引1 満 12 転入3 公職	こおける選挙人名簿登録者(※) 要件を満たす者 8歳以上であること 後3か月以上を経過したこと 選挙法第11条に定める選挙権及び被選挙権を有 い者でないこと
記録情報の収集	美方法			录システムと連動した選挙人名簿システムの一括 より収集
要配慮個人情報		<u>ーー</u> きは, その旨	含まない	
記録情報の経常	对的提供先		世論調査を行うす	室の実施機関,政党その他政治団体等の政治活動 皆
開示請求等を	受理する組織	(名 称)	阿見町道	選挙管理委員会事務局(総務部 総務課内)
の名称及び所名	E地	(所在地)	〒 300-	-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
訂正及び利用停 る特別の手続等)法令の規定によ	公職選	挙法第 24 条第 1 項及び第 2 項
	法第 60 条第 2 (電算処理フ		☑該当	□非該当
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 2 (マニュアル	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当	☑非該当
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有	☑無
個人情報ファイ	/ ルである旨	案の募集をする	非該当	
行政機関等匿		(名 称)	_	
提案を受ける。 び所在地	加州ツ石が及	(所在地)	_	
行政機関等匿名加工情報の概要			_	
作成された行政機関等匿名 (名 称)			_	
加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (所在地)		_		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_	
備考				

		1四八1月報 /	'アイル海 (<u>単</u> 票)
個人情報ファイルの名称			軽自動車税システム
行政機関等の名称			阿見町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課
個人情報ファイ	イルの利用目的		軽自動車税を賦課するため
記録項目			1所有者コード,2所有者名,3住所コード,4住所,5郵便番号,6車種コード,7標識区分,8標識番号(記号,文字,本番),9車名,10車台番号,11排気量,12取得年月日,13廃車年月日,14抹消年月日,15名義変更年月日,16異動年月日,17納税通知書番号,18賦課年度,19課税区分,20税額,21納期限,22課税物件異動通知書発行区分,23減免区分,24納期変更区分,25納税通知書発行区分,26変更区分,27誤賦課理由区分,28異動事由コード,29異動理由コード,30町内・町外区分,31個人・法人区分
記録範囲			原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付申請者・ 軽自動車の所有者
記録情報の収集	美方法		本人、軽自動車検査協会、地方公共団体情報システム機構
要配慮個人情報	股が含まれると	きは、その旨	含まない
記録情報の経常	的提供先		_
開示請求等を		(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課
の名称及び所存	上地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
訂正及び利用停 る特別の手続等)法令の規定によ	_
	法第 60 条第 2 (電算処理フ		☑該当 □非該当
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 2 (マニュアル	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当 ☑非該当
	るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無
個人情報ファイ	ハである旨	案の募集をする 	非該当
行政機関等匿		(名 称)	_
提案を受ける組織の名称及 び所在地 (所在地)		(所在地)	_
行政機関等匿名加工情報の概要			_
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい るときはその旨			
備考			
			1

個人情報ファイルの名称			個人住民税システム
行政機関等の名称			阿見町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課
個人情報ファイ	、ルの利用目的		個人町・県民税の課税に関する事務を行うため
記録項目			1氏名,2住所,3性別,4生年月日,5国籍,6住民となった日,7死亡,8転出,9個人番号,10世帯情報,11納税義務者情報,12課税台帳情報,13所得情報,14控除情報,15課税標準情報(課税標準額等),16計算過程税額情報(税額等),17期割情報,18扶養情報,19年金特徴情報,20送付先情報,21代納情報(納税管理人等),22振替口座情報
記録範囲			地方税法第 294 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に該当する者
記録情報の収集	美方法		本人,課税資料
要配慮個人情報	Bが含まれると	きは、その旨	含まない
記録情報の経常	的提供先		_
開示請求等を登	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課
の名称及び所有	E地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
訂正及び利用停 る特別の手続等		の法令の規定によ	
	法第 60 条第 (電算処理フ		☑該当 □非該当
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 (マニュアル	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当 ☑非該当
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	非該当
行政機関等匿名		(名 称)	_
び所在地		(所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概要			_
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_
記録情報に条例るときはその旨		報が含まれてい	_
備考			

個人情報ファイルの名称			固定資産システム
行政機関等の名	称		阿見町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課
個人情報ファイ	かの利用目的		固定資産税課税台帳及び名寄帳の加除整備に関する事務 を行うため
記録項目			1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5個人番号, 6資産状況,7課税状況
記録範囲			固定資産課税台帳に登録されている者
記録情報の収集	美方法		本人,課税資料,水戸地方法務局土浦支局
要配慮個人情報	はが含まれると	きは、その旨	含まない
記録情報の経常	的提供先		
開示請求等を受	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課
の名称及び所有	地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
訂正及び利用停 る特別の手続等	止に関する他の	の法令の規定によ	
	法第 60 条第 : (電算処理フ		☑該当 □非該当
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 :	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当 ☑非該当
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	非該当
行政機関等匿名		(名 称)	_
び所在地	阻職の名が及	(所在地)	_
行政機関等匿名	加工情報の概	要	
作成された行		(名 称)	_
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			

個人情報ファイルの名称			固定資産税システム(評価)	
行政機関等の名	称		阿見町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課	
 個人情報ファイ 	かの利用目的		固定資産税の評価に関する事務を行うため	
記録項目			1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5資産状況,6課税状況	
記録範囲			固定資産課税台帳に登録されている者	
記録情報の収集	方法		本人・課税資料	
要配慮個人情報	gが含まれると	きは、その旨	含まない	
記録情報の経常	的提供先		_	
開示請求等を受	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課	
の名称及び所在	地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	
訂正及び利用停 る特別の手続等	止に関する他の	D法令の規定によ	_	
	法第 60 条第 2 (電算処理フ		☑該当 □非該当	
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 : (マニュアル	2 項第 2 号 ・処理ファイル)	□該当 ☑非該当	
	るファイル	第7項に該当す	□有	
個人情報ファイ	ルである旨	案の募集をする	非該当	
行政機関等匿々 提案を受ける		(名 称)	_	
び所在地	山脈ツ石 小 及	(所在地)	_	
行政機関等匿名加工情報の概要			_	
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_	
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_	
備考				

個人情報ファイルの名称			固定資産税システム (賦課)		
行政機関等の名	称		阿見町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課		
 個人情報ファイ 	かの利用目的		固定資産税の賦課に関する事務を行うため		
記録項目			1氏名,2性別,3生年月日,4住所,5資産状況, 6課税状況		
記録範囲			固定資産課税台帳に登録されている者		
記録情報の収集	美方法		本人・課税資料		
要配慮個人情報	みが含まれると	きは、その旨	含まない		
記録情報の経常	的提供先				
開示請求等を受	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課		
の名称及び所有	三地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
訂正及び利用停 る特別の手続等		り法令の規定によ	_		
	法第 60 条第 2 (電算処理フ		☑該当 □非該当		
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 : (マニュアル	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当 ☑非該当		
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無		
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	_		
行政機関等匿名		(名 称)	_		
提案を受ける び所在地	阻戦の名が及	(所在地)	_		
行政機関等匿名加工情報の概要		要	_		
作成された行		(名 称)	_		
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間		工情報に関する	_		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_		
備考					

個人情報ファイルの名称			住民税資料管理システム
行政機関等の名	4称		阿見町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課
個人情報ファイ	'ルの利用目的		個人住民税賦課資料作成のため
記録項目			1氏名,2住所,3性別,4生年月日,5国籍,6住民となった日,7死亡,8転出,9個人番号,10世帯情報,11課税台帳情報,12所得情報,13控除情報,14課税標準情報(課税標準額等),15計算過程税額情報(税額等),16扶養情報
記録範囲			毎年1月1日現在,阿見町に住所を有する個人
記録情報の収集	美方法		本人,各勤務先,日本年金機構
要配慮個人情報	Bが含まれると	きは、その旨	含まない
記録情報の経常	的提供先		_
開示請求等を登	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課
の名称及び所有	E地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
訂正及び利用停 る特別の手続等		の法令の規定によ	
	法第 60 条第 (電算処理フ		☑該当 □非該当
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 (マニュアル	2 項第 2 号 ~処理ファイル)	□該当 ☑非該当
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	_
行政機関等匿名		(名 称)	_
提案を受ける組織の名称及 び所在地 (所在地)		(所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概要			_
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_
加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_
記録情報に条例 るときはその旨		報が含まれてい	_
備考			

個人情報ファイルの名称			申告受付システム	
行政機関等の名称			阿見町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 税務課	
個人情報ファイ	'ルの利用目的		町・県民税の申告受付業務に利用するため	
記録項目			1氏名,2住所,3性別,4生年月日,5国籍,6住民となった日,7死亡,8転出,9個人番号,10世帯情報,11課税台帳情報,12所得情報,13控除情報,14課税標準情報(課税標準額等),15計算過程税額情報(税額等),16扶養情報	
記録範囲			地方税法第294条第1項及び同条第3項の規定に該当 する者	
記録情報の収集	美方法		本人・申告書資料	
要配慮個人情報	Bが含まれると	きは、その旨	含まない	
記録情報の経常	的提供先			
開示請求等を	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課	
の名称及び所存	E地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号	
訂正及び利用停 る特別の手続等		D法令の規定によ		
	法第 60 条第 3 (電算処理フ		☑該当 □非該当	
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 9 (マニュアル	2 項第 2 号 処理ファイル)	□該当 ☑非該当	
	政令第 21 条 るファイル	第7項に該当す	□有 ☑無	
個人情報ファイ	ルである旨	案の募集をする	非該当	
行政機関等匿名		(名 称)	_	
び所在地		(所在地)	_	
行政機関等匿名加工情報の概要				
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_	
加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_	
備考				

回ノバトドノ				
個人情報ファイルの名称			収納管理システム	
行政機関等の名称			阿見町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 収納課	
個人情報ファイルの利用目的			①町税等過誤納金還付充当事務 ②町税等督促・催告事務 ③町税等収納管理事務 ④町税等の徴収諸台帳の整備及び保管に関する事務 ⑤町税等の徴収嘱託に関する事務 ⑥納税証明書の交付に関する事務	
記録項目			①過誤納者情報(1氏名,2氏名力ナ,3住所,4性別,5生年月日,6課税額,7収納額,8未納額,9還付先口座情報) ②納税義務者情報(1氏名,2住所,3課税額,4収納額,5未納額) ③④⑤納税義務者情報(1氏名,2氏名力ナ,3住所,4性別,5生年月日,6課税額,7収納額,8未納額) ⑥納税義務者情報(1氏名,2住所,3課税額,4収納額,5未納額)	
記録範囲			①町税に過誤納金が発生した者(本人死亡の場合は相続人) ②滞納者 ③④⑤⑥納税義務者	
記録情報の収集方法			①住民記録システム,口座管理システム,本人,相続人 ②住民記録システム,資産税システム,軽自動車税シス テム,国民健康保険システム,個人住民税システム,法 人住民税システム ③④⑤住民基本台帳システム ⑥住民記録システム,資産税システム,軽自動車税シス テム,国民健康保険システム,個人住民税システム,法 人住民税システム	
要配慮個人情報	最が含まれると	きは、その旨	含まない	
記録情報の経常	的提供先		_	
開示請求等を	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課	
の名称及び所存	の名称及び所在地 (所在地)		〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定によ る特別の手続等		D法令の規定によ	_	
法第60条第2項 (電算処理ファイ			☑該当 □非該当	
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		□該当 ☑非該当	
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル		□有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 個人情報ファイルである旨	案の募集をする	_
行政機関等匿名加工情報の	(名 称)	_
提案を受ける組織の名称及 び所在地	(所在地)	_
行政機関等匿名加工情報の概要	英	_
作成された行政機関等匿名	(名 称)	_
加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(所在地)	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間		_
記録情報に条例要配慮個人情報 るときはその旨	報が含まれてい	
備考		

作成日(最終修正日)令和5年3月31日

個人情報ファイルの名称		滞納管理システム	
行政機関等の名称		阿見町長	
個人情報ファイルが利用に供 かさどる組織の名称	される事務をつ	総務部 収納課	
個人情報ファイルの利用目的		①町税等督促・催告事務 ②町税等収納管理事務 ③後期高齢者医療保険料の窓口収納事務 ④介護保険料の窓口収納事務 ⑤町税等滞納整理事務 ⑥町税及び国民健康保険税の執行停止に関する事務 ⑦町税等の徴収諸台帳の整備及び保管に関する事務 ⑧町税等の徴収嘱託に関する事務 ⑨町税等の不納欠損処分に関する事務 ⑩茨城県租税債権管理機構に関する事務	
記録項目		納税義務者情報(1氏名,2氏名カナ,3住所,4性別,5生年月日,6年齢,7課税額,8収納額,9未納額),納税義務者の世帯関連者情報(10氏名,11性別,12年齢)	
記録範囲		①滞納者 ②③④納税義務者 ⑤滞納者 ⑥⑦⑧⑨納税義務者 ⑩滞納者	
記録情報の収集方法		①住民記録システム,資産税システム,軽自動車税システム,国民健康保険システム,個人住民税システム,法人住民税システム。②③④住民記録システム,収納管理システム。⑤本人,家族,金融機関等から財産状況を入手,住民記録システム,収納管理システム。⑥住民記録システム,収納管理システム。⑦本人,家族,金融機関等から財産状況を入手,住民記録システム,収納管理システム。⑧本人,同一世帯の親族,本人より委任された代理人,他の地方公共団体。⑨住民記録システム,収納管理システム。⑩本人,家族,金融機関等から財産状況を入手,住民記録システム,収納管理システム。⑩本人,家族,金融機関等から財産状況を入手,住民記録システム,収納管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		⑧地方公共団体⑨地方公共団体⑩茨城県租税債権管理機構	
開示請求等を受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課	
の名称及び所在地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の る特別の手続等	り法令の規定によ	_	

	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)		☑該当	□非該当
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		□該当	☑非該当
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル		□有	☑無
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	ı	
行政機関等匿名		(名 称)	_	
提案を受ける組織の名称及 び所在地		(所在地)	_	
行政機関等匿名	名加工情報の概 ₅	更	_	
	作成された行政機関等匿名 加工情報に関する提案を受		_	
ける組織の名称		(所在地)	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			l	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい るときはその旨		_		
備考				

作成日(最終修正日)令和5年3月31日

個人情報ファイルの名称			口座管理システム		
行政機関等の名称			阿見町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 収納課		
個人情報ファイ	'ルの利用目的		町税等口	1座振替登録事務	
記録項目			1氏名,2住所,3電話番号,4振替希望預金口座の詳細 (銀行名,預金の種類,口座番号,口座名義人氏名等), 5振替開始希望時期,6支払方法		
記録範囲			町税等口座振替依頼書を提出した者, 町税等口座振替依頼書に記載された口座名義人		
記録情報の収集	美方法		本人から	本人から町税等口座振替依頼書を提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	`		
記録情報の経常的提供先			金融機関		
開示請求等を登	受理する組織	(名 称)	阿見町谷	定場 総務部 総務課 	
の名称及び所名	E地	(所在地)	〒 300-	0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		_			
	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		☑該当	□非該当	
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		□該当	☑非該当	
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル		□有	☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨		_			
行政機関等匿		(名 称)	_		
提案を受ける組織の名称及 び所在地 (所在地)		(所在地)	_		
行政機関等匿名加工情報の概要		_			
作成された行政機関等匿名 (名 称)		_			
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		_			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい るときはその旨					
備考					

個人情報ファイルの名称			滞納処分執行停止決議書			
行政機関等の名称			阿見町長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			総務部	総務部 収納課		
個人情報ファイルの利用目的			地方税法	地方税法第 15 条の 7 に定める滞納処分の執行停止を行 うため		
記録項目				8者情報(1 氏名,2 住所,3 執行停止事由,4 根 5 財産調査内容,6 現在の状況,7 執行停止に係		
記録範囲			納税義務	納税義務者		
記録情報の収集	集方法		滞納管理	滞納管理システム,住民記録システム		
要配慮個人情報	最が含まれると	きは、その旨	含まない)		
記録情報の経常	常的提供先		_			
開示請求等を	受理する組織	(名 称)	阿見町徑	足場 総務部 総務課		
の名称及び所名	王地	(所在地)	〒 300-	0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			_			
	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□該当	☑非該当		
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		☑該当	□非該当		
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル		□有	☑無		
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨					
行政機関等匿		(名 称)	_			
提案を受ける び所在地	提案を受ける組織の名称及 び所在地		_			
び所在地 (所在地) 行政機関等匿名加工情報の概要			_			
作成された行政機関等匿名 (名 称)			_			
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		_				
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間		_				
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_			
備考						

個人情報ファイルの名称			町税等過誤納金還付金振込依頼書			
行政機関等の名称			阿見町長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			総務部 収納課			
個人情報ファイ	イルの利用目的		町税等证	過誤納金還付充当事務		
記録項目			過誤納和	過誤納者情報(1氏名,2住所,3還付先口座情報)		
記録範囲			町税に過誤納金が発生した者(本人死亡の場合は相続人)			
記録情報の収集	集方法		住民記錄	录システム,口座管理システム,本人,相続人		
要配慮個人情報	服が含まれると	きは、その旨	含まない)		
記録情報の経常	常的提供先		_			
開示請求等を	開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地		阿見町徑	足場 総務部 総務課		
の名称及び所名			〒 300-	-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		_			
	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□該当	☑非該当		
個人情報ファ イルの種別	法第 60 条第 2 (マニュアル	2項第2号 処理ファイル)	☑該当	□非該当		
	政令第 21 条 るファイル	(令第 21 条第7項に該当す ファイル		☑無		
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨					
行政機関等匿		(名 称)	—			
提案を受ける組織の名称及		(所在地)	_			
び所在地 (別在地) 行政機関等匿名加工情報の概要			_			
作成された行政機関等匿名 (名 称)		_				
加工情報に関する提案を受		_				
ける組織の名称及び所在地 (所任地) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する						
提案をすることができる期間			_			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい るときはその旨			_			
備考						

個人情報ファイルの名称			町税等過誤納金還付台帳		
行政機関等の名称			阿見町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			総務部 収納課		
個人情報ファイルの利用目的			町税等過誤納金還付充当事務		
記録項目			過誤納者情報(1氏名,2住所,3課税額,4収納額,5還付額)		
記録範囲			町税に過誤納金が発生した者		
記録情報の収算	集方法		収納管理システム		
要配慮個人情報	最が含まれると	きは、その旨	含まない		
記録情報の経常	常的提供先		_		
開示請求等を	受理する組織	(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課		
の名称及び所存	の名称及び所在地		〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定によ る特別の手続等					
	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□該当 ☑非該当		
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		☑該当 □非該当		
	政令第 21 条 るファイル	:第7項に該当す	□有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨			_		
行政機関等匿		(名 称)	_		
提案を受ける組織の名称及		(所在地)	_		
び所在地 (別在地) 行政機関等匿名加工情報の概要			_		
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_		
加工情報に関する提案を受		(所在地)			
() 3 // / / / / / / / / / / / / / / / / /					
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_		
備考					

個人情報ファイルの名称			町税等口座振替依頼書		
行政機関等の名称			阿見町長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称			総務部 収納課		
個人情報ファイ	、ルの利用目的		個人の預金口座からの町税自動振替のために利用する。		
記録項目			1氏名,2住所,3電話番号,4振替希望預金口座の詳細 (銀行名,預金の種類,口座番号,口座名義人氏名等), 5振替開始希望時期,6支払方法		
記録範囲			町税等口座振替依頼書を提出した者, 町税等口座振替依頼書に記載された口座名義人		
記録情報の収集	美方法		本人から町税等口座振替依頼書を提出		
要配慮個人情報	みが含まれると	きは、その旨	含まない		
記録情報の経常	的提供先		_		
開示請求等を受理する組織		(名 称)	阿見町役場 総務部 総務課		
の名称及び所有	E地	(所在地)	〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			_		
個人情報ファ イルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□該当 ☑非該当		
	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)		☑該当 □非該当		
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル		- □有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨			_		
行政機関等匿名		(名 称)	_		
従系を受ける; び所在地	提案を受ける組織の名称及 T び所在地		_		
行政機関等匿名加工情報の概要			_		
作成された行政機関等匿名 (名 称)		(名 称)	_		
加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地 (所在地)		(所在地)	_		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			_		
備考					

個人情報ファイルの名称			行政バス使用団体一覧表			
行政機関等の名称			阿見町長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			総務部 管財課			
個人情報ファイ	ルの利用目的		行政バス	の円滑で適正な運行を図るため		
記録項目			1 団体名、2 電話番号、3 使用目的			
記録範囲			行政バス利用者、運行管理者			
記録情報の収集	美 方法		利用団体	利用団体、団体所管課		
要配慮個人情報	みが含まれると	きは、その旨	含まない	含まない		
記録情報の経常	的提供先		行政バス	運行委託業者		
開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地		(名 称)	阿見町役	場 総務部 総務課		
		(所在地)	₹ 300-0	392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			_			
	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□該当	☑非該当		
個人情報ファ イルの種別		60条第2項第2号 ニュアル処理ファイル)		□非該当		
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル		□有	☑無		
行政機関等匿名 個人情報ファイ		案の募集をする	_			
行政機関等匿名		(名 称)	<u> </u>			
提案を受ける組織の名称及 び所在地 (所在地)		_				
行政機関等匿名加工情報の概要			_			
作成された行政機関等匿名 (名 称)			_			
加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (所在地)		_				
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間			_			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれてい るときはその旨			_			
備考						